**障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　　令和 8 年 11 月 25 日(水曜日)**

**15:15～16:45**

# 大阪府　基本回答（当日よみあげ回答）

**（要望項目）**

**47. 相談支援の整備・拡充をすすめてください。**

**① 大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。**

**（回答）**

○　本府におきましては、相談支援事業の実態及び課題等を把握するため、毎年国が実施する障がい者相談支援事業の実施状況等調査に併せて、府独自に、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組状況や課題等を把握することとしています。

○　この調査結果を踏まえ、これまでも大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会において地域で相談支援専門員を支える仕組み等について議論いただき、相談支援にかかる各種ハンドブックを作成するなど、市町村に対して取組を進めるよう働きかけを行ってまいりました。

○　また、市町村の基幹相談支援センター職員等を集めた情報連絡会を実施しており、市町村間の状況や好事例の情報共有を図ることで、負担軽減に努めているところです。

○　国に対しても、相談支援専門員の役割や業務量が増していることに適切に対応することができるよう、基本報酬を改善するよう要望しているところです。引き続き、国に対して強く働きかけを行うとともに、市町村の相談支援体制の充実と強化に取り組んでまいります。

**（回答部局課名）**

**福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課**

**（要望項目）**

**47. 相談支援の整備・拡充をすすめてください。**

**④ 委託相談の委託費は消費税の対象となっています。基幹相談支援事業、委託相談事業を第二種社会福祉事業とするよう、国に強く働きかけてください。**

**（回答）**

○　基幹相談支援センター事業及び障害者相談支援事業の取扱いについては、消費税法上の非課税措置の対象となる社会福祉事業の範囲が国において定められているところです。

○　障害者総合支援法に基づき地方が実施する「基幹相談支援事業」「委託相談事業」について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされた現行の運用を見直すよう、今後も引き続き、国に対して働きかけてまいります。

**（回答部局課名）**

**福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課**

**（要望項目）**

**47. 相談支援の整備・拡充をすすめてください。**

**⑤ 市（区）町村が指定する特定相談支援事業所において、ろう者に合わせたコミュニケーション手段による相談支援を充実するため、ろう者当事者の相談支援専門員を配置するよう関係先に働きかけてください。**

**（回答）**

○ 障がいのある方が安心して相談支援を利用できるよう、障がい特性や個々の状況に応じたコミュニケーションによる支援を提供することは重要であると認識しています。

○ 本府としましては、相談支援専門員の質と量の確保を図るため、相談支援従事者研修の充実に取り組むとともに、市町村における相談支援体制の充実が図られるよう、引き続き必要な取組を進めてまいります。

**（回答部局課名）**

**福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課**

**（要望項目）**
**47. 相談支援の整備・拡充をすすめてください。**
**⑥　重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者の計画相談を行っている「相談支援センターなんなん」について、「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」と同様、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を創設するよう国に働きかけてください。**
**（回答）**
○　「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」については、視覚や聴覚等に障がいのある利用者との意思疎通に関し、配置基準による人員とは別に、点字の指導、点訳、歩行支援、手話通訳など、生活支援に従事する従事者を配置している場合に、一定の要件の下で加算が算定できるものと認識しております。
○　また、国が実施した障がい者相談支援事業の実施状況等調査に併せて、本府独自に、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組状況や課題等について調査を実施しているところです。
○　引き続き、相談支援事業の報酬に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」が必要か府内の状況の把握に努めていくなど、必要な取組を進めてまいります。
**（回答部局課名）**
**福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課**

**（要望項目）**
**49. 旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などをうけた、全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。**
**①　二度と同様の問題を発生させないよう旧優生保護法による強制不妊手術について事務作業を担った大阪府の責任を明らかにすると共に、大阪府知事が被害者への対面による謝罪を行ってください。**
**（回答）**
○　旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めております。
○　令和７年１月８日の知事記者会見において、府が旧優生保護法に基づき事務を執行したことについて、大阪府知事から被害を受けられた方々に謝罪をいたしました。また、大阪府のホームページにおいて、大阪府知事から旧優生保護法に基づく優生手術・人工妊娠中絶等の被害を受けられた方々へのメッセージを掲載しているところであり、引き続き、当事者の方々に寄り添った対応を実施するよう努めてまいります。
**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　地域保健課**

**（要望項目）**
**49. 旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などをうけた、全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。**
**②　大阪府発行の「衛生年報」によると、府内の旧優生保護法による不妊手術を強いられた被害者は 1237 人以上とされ、この数は全国でも 3 番目に多いとされています。2024 年 7 月 3 日の最高裁大法廷判決に沿い、1 人でも多くの被害者を救済するため、大阪府として、積極的に被害者の掘り起こし調査を行い、把握した実態を公表してください。**
**（回答）**
○　旧優生保護法に基づき府内で実施された優生手術件数については、府の衛生年報により、「同意あり」が 618 件、「同意なし」が 619 件、合計 1,237 件であることを把握しております。また、平成 30 年度に府庁（保健所含む）及び府内医療機関並びに福祉施設等に対し、当事者に関する資料・記録の保管状況に関する調査を行った結果、庁内では当事者が特定できる記録等は残っていないことを確認しており、これらの状況については、府のホームページに掲載しております。
○　制度周知については、これまで国・府が作成したリーフレットやポスターを、市町村、医療・福

祉・人権等の関係機関などへ配布し、周知の協力を働きかけるとともに、OsakaMetro 等府内の鉄道会社の協力による、駅構内でのポスターの掲示や、包括連携協定を締結している企業の協力による広報物の配布などを行っており、今年度も実施する予定です。加えて、メディア（新聞・テレビ CM）を用いた広報を、昨年度よりも期間・回数を拡大して実施するほか、広報媒体を拡大する予定であり、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、積極的な広報周知に取り組みます。
○　また、対象者の方と接する機会の多い市町村、地域で活動される民生委員や社会福祉協議会の方に同制度を知り広めていただけるよう、部局間で連携し、府が開催する説明会や会議などあらゆる機会を捉えて同制度の発信に努めております。
○　さらに、聴覚障がいのある方が安心して相談していただけるよう、一時金制度と同様に、公益社団法人大阪聴力障害者協会と連携して手話動画を作成し、サムネイル画像とともに掲載するなど、大阪府ホームページでの発信に力を入れております。
○　国に対しては、補償金等の申請期限が法制定後５年であり本人に対する補償の機会を奪うことにもなりかねないため、申請期限を撤廃する法改正を行うことを要望してまいります。
**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　地域保健課**

**（要望項目）**
**49. 旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などをうけた、全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。**
**③ いわゆる旧優生保護法一時金支給法および補償金等支給法が、被害を受けたすべての人に行きわたるよう、現在の進捗状況を明らかにするとともに大阪府として必要な手立てを講じてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。**
**（回答）**
○　大阪府内において国が支給の認定をした件数について、一時金支給法に基づくものが令和７年７月 31 日時点で 35 件、また、補償金等支給法に基づくものが令和８年９月末時点で 66 件です。
○　府において、メディア（新聞・テレビ CM）を用いた広報を、昨年度よりも期間・回数を拡大して実施するほか、広報媒体を拡大する予定であり、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、積極的な広報周知に取り組みます。国に対してもテレビ・新聞・ラジオなどのメディアを用いた広報を複数回にわたり実施することを要望しているところであり、引き続き、当事者の方々に寄り添った対応を実施するよう努めてまいります。
**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　地域保健課**

**（要望項目）**
**71. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。**
**① 障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金（「差額ベッド代」）徴収を行わないようにしてください。**
**（回答）**
○　病院がいわゆる特別室など、患者から特別の料金の徴収を行う特別の療養環境の提供に係る病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）へ入院させる場合については、厚生労働省の通知において、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないとされております。
○　また、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合には、患者に特別療養環境室に係る料金は求めてはならないとされています。
**（回答部局課名）**
**健康医療部　健康推進室　国民健康保険課**
**健康医療部　保健医療室　保健医療企画課**

**（要望項目）**
**72. 障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。**
**（回答）**
○　医療機関においては、障がいの有無にかかわらず、適切な医療を受けることができるものとなっております。
○　なお、大阪急性期・総合医療センターでは、リハビリテーション科・障がい者歯科・障がい者外来（リハビリテーション科・整形外科・神経内科・小児科等と連携）からなる、障がい者医療・リハビリテーション医療部門を設置し、障がい者の方々に対する医療やリハビリテーションを行っております。
**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　保健医療企画課**

**（要望項目）**
**73. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院他在宅医療も含む）する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。**
**①地方独立行政法人大阪府立病院機構の 5 病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について 2006 年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職の際、なかなか新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案がたびたび生じています。手話通訳者の待遇を改善し、早期の採用を可能とし、今後、手話通訳者が不在となる期間が発生することのないように働きかけてください。また、手話通訳の質的な担保がなされまま、手話通訳に従事しているとされる例も報告されていることから、手話通訳者の採用に当たっては応募条件に手話通訳士、または都道府県の登録通訳者であることを付すよう働きかけてください。**
**（回答）**
○　地方独立行政法人大阪府立病院機構の５病院では、聴覚・言語障がいを有する患者様が費用を負担することなく、各病院において、病院内での診察、検査、会計など必要に応じて手話通訳を行っております。
○　手話通訳は、常駐の職員もしくは診察予定日等に合わせた派遣依頼により対応しており、いずれも手話通訳士、大阪府登録手話通訳、またはそれに準ずる技能を有する者が対応しております。
○　また、退職等により手話通訳士の不足が見込まれる場合は、事前に新規募集を行うなど早期の確保に努めております。
○　今後も各病院の手話通訳利用実績に応じ、常駐もしくは派遣により手話通訳者を確保し、患者様に安心して利用いただける環境を整備していきます。
**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　保健医療企画課**

（要望項目）
**73. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院他在宅医療も含む）する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。**
**②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。**
**（回答）**
○　合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法　医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう働きかけているところです。

なお、改正障害者差別解消法が令和６年４月１日に施行されたことに伴い、上記ガイドラインが改正されたことから、関係団体を通じ、医療機関へ改めて周知を行いました。
○　また、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を、保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供・周知を行っており、引き続き、障がい者への適切な対応が確保されるよう努めてまいります。

**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　保健医療企画課**

**（要望項目）**
**73. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院他在宅医療も含む）する際、手話言語でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。**
**③各医療機関と市町村が連携して、ろう者の入・通院（在宅医療も含む）に際して24時間365日市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。**

**（回答）**
○　医療機関に対しては、医療関係団体を通じ、合理的配慮の提供について周知を行っているところです。
○　また、在宅医療を行っている医療機関に対しても、関係団体を通じ、合理的配慮の提供について周知を行っているところです。

**（回答部局課名）**
**健康医療部　保健医療室　保健医療企画課（下線部について回答）**